

とっとり健康省エネ住宅事業者登録制度のお知らせ

1 制度の概要

とっとり健康省エネ住宅の認証にあたっては、断熱、気密に関して一定の知識を有する技術者が、健康省エネ住宅の設計及び施工に関与することを条件としています。

一定の知識を有する技術者とは、別途開催する技術研修を受講し、技術研修後に実施する技術考査（試験）に合格した方とします。

県では、この一定の知識を有する技術者が所属する建築士事務所、建築工事業者をそれぞれ登録し、県のホームページで公表します。

2 登録の要件

(1) 建築士事務所の要件（全てに該当する方が登録できます。）

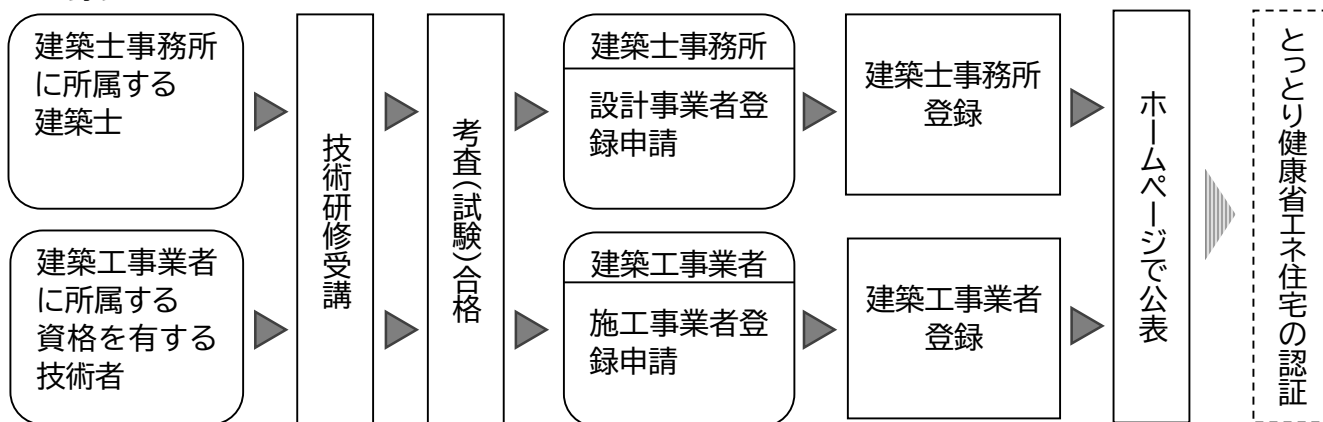
- ・鳥取県知事の設計事務所登録を有すること。
- ・当該設計事務所に所属する建築士（一級・二級・木造）のうち、1名以上が技術研修の考査合格者であること。

(2) 建築工事業者の要件（全てに該当する方が登録できます。）

- ・建設業法許可(建築一般)を受けている建設業者またはこれと同等と認められる建設業者であって鳥取県内に営業所を有すること。
- ・当該施工業者に所属する技術者のうち、1名以上が技術研修の考査合格者であること。
なお、技術者は次のいずれかの資格等を有するものであること。
 - ①一級建築士、二級建築士、木造建築士
 - ②一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士（建築）
 - ③指定学科（建築学又は都市工学に関する学科）を修了後、実務経験（建築物の設計又は施工経験をいう。以下、同じ。）を有する者。
 - ・大学、短大、高専卒業後2年以上の実務経験を有する者。
 - ・高校卒業後3年以上の実務経験を有する者。
 - ④学歴、資格の有無を問わず、建築一式工事に関して5年以上の実務経験を有する者。

3 登録期間 登録の日から5年間（更新により引き続き登録可能です。）

4 登録フロー



5 登録申請・お問合せ

県庁住まいまちづくり課 企画担当

電話：0857-26-7398 ファクシミリ：0857-26-8113

メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

※詳しくは県庁公式ホームページ「とりネット」をご覧ください。

『とっとり健康省エネ住宅』に関する情報

<https://www.pref.tottori.lg.jp/283929.htm>

とっとり健康省エネ

検索

